# 感染症法の改訂

### 山本 達男・高野 智洋・大塚 岳人

新潟大学大学院医歯学総合研究科 国際感染医学講座 細菌学分野

### Amendment of the Law Concerning Infectious Diseases

Tatsuo YAMAMOTO, Tomomi TAKANO and Taketo OTSUKA

Division of Bacteriology, Department of Infectious Disease

Control and International Medicine,

Niigata University Graduate School of Medical and Dental Sciences

### 要旨

バイオテロ対策,病原体の適正な取り扱いの徹底,感染症患者の適正な治療と感染症の予防・蔓延の防止の観点から,感染症法が改正され,新たに感染症が類別され,病原体等が種別された.この内,「感染症」と「結核」の条項は平成19年4月1日に施行された.「病原体等」の第56条は6月1日に施行予定で,対象となる病原体・毒素を取り扱っている施設は対応が必要となる.また,結核予防法は4月1日に廃止,予防接種法は同日に改正.検疫感染症も4月1日に改正,6月1日に改正が予定されている.

キーワード:感染症法,感染症類別,病原体等種別,結核,検疫感染症

### はじめに

感染症の急速なグローバル化とその社会的なインパクトの増大への対策として、感染症に関する法律の整備・改訂が続けられている。平成11年(1999年)には伝染病予防法が廃止され、現在の法律の基盤となる「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)が施行された。その後動物由来感染症の深刻化を反映して平成15年(2003年)に大幅改正が行われている。今回の大幅改正の背景には、2001年10月に米国で実際に発生し、米国市民を震撼させた手

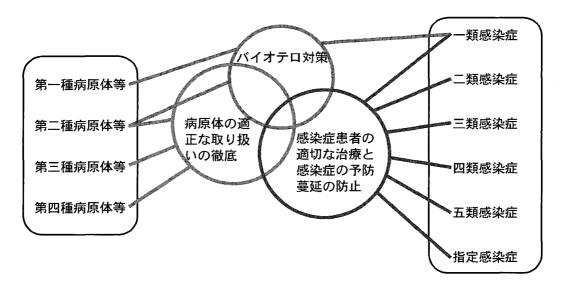
紙を使った生物テロ(バイオテロ)等があり、米国・英国でのバイオテロへの法整備がある。なお、わが国では平成5年(1993年)にオウム真理教(当時)による炭疽菌を使ったバイオテロ "異臭騒ぎ"があった。今回の改正案は平成18年11月14日に衆議院を、同年12月8日に参議院を経過して成立、同年12月8日に公布され1)、本年(平成19年)4月1日に施行された。

### 改訂のポイント

・バイオテロ対策, 病原体の適正な取り扱いの徹

Reprint requests to: Tatsuo YAMAMOTO
Division of Bacteriology Department of Infectious
Disease Control and International Medicine
Niigata University Graduate School of Medical
and Dental Sciences
1 - 757 Asahimachi - dori,
Niigata 951 - 8510 Japan

別刷請求先: 〒951 - 8510 新潟市旭町通 1 - 757 新潟大学大学院医歯学総合研究科国際感染医学 細菌学分野 山本達男



日本細菌学会HP http://www.soc.nii.ac.jp/jsb/h18update/kansennshoushubetsu.pdf 改変

図1 感染症法の基本構造,感染症の類別,病原体等の種別

底,感染症患者の適正な治療と感染症の予防・ 蔓延の防止の観点から,感染症が類別され,病 原体等(病原体と毒素)が種別された(図1).

- ・結核予防法が廃止され結核が二類感染症になる 等,一類感染症から五類感染症そして指定感染 症に関して追加・整理が行われた.
- ・病原体等の所持等が法律で規定された.病原体 等は一種病原体等から四種病原体等に分類され た.
- ・二類感染症から五類感染症の疑似症について症 候群サーベイランスを行うこととした.

### 感染症の類別

一類感染症から五類感染症そして指定感染症を表1にまとめた <sup>1)2)</sup>. 一類感染症では南米出血熱を追加し、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る)は削除. 二類感染症では結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る)を追加し、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスは削除. 三類感染症ではコレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスは削除. 三類感染症ではコレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスを追加. 四類感染症ではオムスク出血熱、キャサヌル森林熱、西部

馬脳炎,ダニ媒介性脳炎,東部馬脳炎,鼻疽,ベネズエラ馬脳炎,ヘンドラウイルス感染症,リフトバレー熱,類鼻疽,ロッキー山紅斑熱の11疾病を追加.高病原性鳥インフルエンザは鳥インフルエンザと名称変更した.五類感染症では急性脳炎で除外疾患をウエストナイル脳炎,西部ウマ脳炎,ダニ媒介脳炎,東部ウマ脳炎,日本脳炎,ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱とした.また,後天性免疫不全症候群の届出様式を見直し,居住都道府県及び国籍について届出事項としての位置付けを明確化した.

### 病原体等の種別と保管, 取り扱い

一種病原体等から四種病原体等を表 2 (A) にまとめた。また、病原体等の保管及び取り扱いレベル (バイオセーフティレベル、BSL) を表 2 (A) に、法律上の義務等を表 2 (B) に示した。必要とされる施設の構造等の基準(案)と保管、使用等の基準(案)は表 3 (A.B) に示した。

大学,病院等で病原体等の保管及び取り扱いができるのは二種病原体等以下のレベルである. 例えば二種病原体等の場合には,病院等では診断後1日以内に届出,3日以内に滅菌等,または譲渡を

山本他:感染症法の改訂

67

### 表1 「感染症法」が規定する感染症の類別

# 一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米比血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

- 3

(7疾病)

### - 二類感染症 -

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルス属のに限

(4疾病)

### - 三類感染症 -

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(5疾病)

# 四類感染症

E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ \*、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症、レプトスピラ症、オムスク出血熱、キャサヌル森林病、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、鼻疽、ベネスエラウマ脳炎、ヘンドラウィ

ルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、

ロッキー山紅斑熱

/ **/ 1 / 5 / 5** \

# 五類感染症

全数把握疾患(全ての医師による届出)

ウイルス性肝炎(E型肝炎及び A型肝炎を除く)、クリプトス ポリジウム症、後天性免疫不 全症候群、梅毒、アメーバ赤 痢、急性脳炎

ル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ 媒介脳炎、頭部ウマ脳炎、日 本脳炎、ベネズエラウマ脳炎

、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症症候群、破傷風、バンコマイシン耐性場球菌感染症

(14疾病)

・定点把握疾患(定点医療機関による届出)

#### 小児科定点

麻しん(成人麻しんを除く)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、風しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎

(13疾病)

- インフルエンザ定点

インフルエンザ (鳥インフルエンザ\*を除く)

(1疾病)

- 眼科定点

急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎

(2疾病)

- STD定点

**性器クラミジア感染症**、性器ヘルペスウイルス感染症、 尖圭コンジローマ、淋菌感染症

(4疾病)

### 基幹病院定点

成人麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症

8疾病

# - 指定感染症(政令で定める)

新型インフルエンザ (H5N1)

🌉: 新規追加、類別の変更等を示す。

\*: 名称の変更を示す。

「感染症法」が規程する病原体等の種別と義務等 表 2

A. 病原体等の種別(平成19年4月1日時点)

## - 一種病原体等 -

南米出血熱ウイルス(4種)、ラッサウイルス、 エボラウイルス(4種)、クリミア・コンゴ出血 熱ウイルス、痘そうウイルス、マールブルグウ イルス;その他政令で定めるもの

(バイオセーフティレベル:4)

# 二種病原体等

ペスト菌、SARSコロ ナウイルス、炭疽菌、 野兎病菌

ボツリヌス菌、 ボツリヌス毒素

(バイオセーフティ レベル:3)

(バイオセーフティ レベル:2)

その他政令で定めるもの

# 三種病原体等

Q熱コクシエラ、結核菌(イソニアジド、リファンピシンに耐性(多剤耐性結核菌))、狂犬病ウイ ルス、コクシジオイデス真菌、サル痘ウイルス、腎症候性出血熱ウイルス(4種)、西部馬脳炎ウイ ルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、東部馬脳炎ウイルス、ニパウイルス、日本紅斑熱リケッチア、発疹チ フスリケッチア、ハンタウイルス肺症候群ウイルス(6種)、Bウイルス、鼻疽菌、ブルセラ属菌(4 種)、ベネズエラ馬脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、リフトバレー熱ウイルス、類鼻疽菌、ロッキ 山紅斑熱リケッチア、キャサヌル森林病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス;その他政令で定めるも

(バイオセーフティレベル:3)

# 四種病原体等

黄熱ウイルス、結核菌(多剤耐性結核菌を除 く)、チフス菌、鳥インフルエンザウイルス (H5N1、H7N7) 、パラチフスA菌、ウエストナイ ルウイルス、

(バイオセーフティレベル:3) その他政令で定めるもの

インフルエンザAウイルス(H2N2)、腸管出血性 大腸菌、ポリオウイルス、志賀毒素、赤痢菌(4 種)、コレラ菌(血清型01、0139)、クリプト スポリジウム、オウム病クラミジア、デングウ イルス、日本脳炎ウイルス

(バイオセーフティレベル:2)

現時点でなし

### B. 法律上の義務等

種類	ポイント 法律上の義務										
		感染症発生予 防規定の作成	病原体等取扱 主任者の選任	教育訓練	滅菌譲渡	記機義務	施設の 基準	保管等の 基準	運搬の届出 (公安委)	事故届	災害時の 応急措置
第一種病原体等	所持等の禁止 ・国又は政令で定める法人のみ所持(施 数を特定)、輸入、譲渡及び譲受けが可 能 ・連搬の届出 ・発散行為の処罰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第二種 病原体等	所持等の許可 ・試験研究棟の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、輸入、腹渡及 び駆受けが可能 ・運搬の届出 ・病原体に応じた施設基準、保管、使用、 運搬等の基準の遵守 ・厚生労働大臣等による報告領収、立入 検査、並びに改善命令 ・改善命令遺反下に対する罰則 ・(1日以内に届出)	0	0	0	(3日以 内に滅菌 等、又は 譲渡)	0	0	0	0	0	0
第三種病原体等	所持等の届出 ・病原体等の種数等について厚生労働大 性への事後届出 (7日以内) ・遺版の届出 ・病原体に応じた施設基準、保管、使用、 遺操等の基準の遵守 ・厚生労働大臣等による報告徴収、立入 検査、並びに改善命令 ・改善令者及等に対する罰則				(10日 以内に滅 顕等、又 は譲渡)	0	0	0	0	0	0
第四種 病原体等	基準の遵守 ・病原体に応じた施設基準、保管、使用、 連端等の基準の適守 ・厚生労働大臣等による報告徴収、立入 検索、並びに改善命令 ・改善命令違反等に対する罰則				(10日 以内に滅 菌等、又 は譲渡)		0	0		0	0

厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/pdf/03-02.pdf 改変

山本他:感染症法の改訂

### 表3 施設及び病原体等の保管等に関する基準(案)

A.

### 施設の位置、構造及び設備の技術上の基準(案)一覧(法第第56条の24関係)

	1種病原体等	2種病原体等		3種病原体等	4種病原体等			
対象病原体等	Α	В	c	D	ε	F		
位置(地崩れ、漫水)	0	0	0	0	0	0		
耐火構造等(建築基準法)	0	Ö	0	0	0	0		
耐震構造(耐震基準)	0	-	_		_			
管理区域	実験室・前室、シャワー室、	実験室、前室(検除く)、	実験室、保管庫、滅菌	実験室,前室(検除く)、保管	実験室、前室(検除く)、保	実験室、保管庫、滅菌 設備等		
	給排気・排水設備、監視室等 (不供應率等)	保管庫、滅菌設備等	設備等	庫、滅菌設備等	管庫、滅菌設備等	設施寺		
補助設備	〇(予備電源等)			<u></u>	_			
管理区域の監視室	O			_	_			
侵入防止の施設	さく等		-	-				
実験室までの通行制限	0				Africa III			
保管施設(庫)	実験室内	実験室内·管理区域内	実験室内·管理区域内	実験室内·管理区域内	管理区域内	管理区域内		
施錠等の設備・器具	O *2	0	0	0	0	0		
通行制限等措置	_	0	0		-			
実験室	実験室			実験室	r			
鍵	〇(3重以上)	0	. 0	0	0	0		
専用の前室	0	〇(検除()	_	〇(検除く)	〇(接除()			
シャワー室	0					-		
インターロック	0		_	_	-			
インターロック又はこれに	Veneza	〇(検除く)	_	〇(検除く)	〇(接続付)	<b></b> .		
準ずる二重原								
実験室内	実験室			実験室	T	·		
壁・床・天井等の耐水・気密、消毒等	0	_		-		_		
壁・床の耐水、消毒	-	0.	00	0	0	0		
通話又は警報装置	0	0		0	0	_		
窓等措置	0	○(製、検除ぐ)	<del>-</del>	○(製.検除く)	○(製、検除()	_		
監視カメラ等	0		_	_				
安全+ャピネット *1	○(高度:クラスⅢ) ※クラスⅡB以上	〇(クラス II 以上)		〇(クラス I 以上)	〇(クラス II 以上)	_		
給気設備	専用(鍵) ※防護服への給気		••••	_		_		
HEPA	0		_		_			
稼働状況確認の装置	0		_	_	- Allena	-		
排気設備	専用(鍵)	O		O	Ö	-		
HEPA	O(2重以上)	O(1以上)		O(1以上)	O(1以上)			
再循環防止の措置	0	_	_	_	_			
差圧管理できる構造	0	〇(製:検除ぐ)		〇(製、検除()	〇(製、横除ぐ)			
稼働状況確認の装置	0	0		0	0			
排水設備 *4	専用(鍵) 高圧蒸気滅菌装置 及び薬液装置	〇 高 圧蒸 気減 菌 装置 又は薬液装置		〇 高圧蒸気減菌装置又は 薬液装置	Ö	_		
接働状況確認の装置	0	0		0	0			
動物感染実験の飼育設備	実験室内	実験室内・使用施設内	実験室内-使用施設内*3	実験室内·使用施設内	実験室内·使用施設内	実験室内・使用施設内*3		
滅菌設備	実験室内外に扉のある高圧蒸気滅菌装置	実験室内	実験室内又は滅菌施設内	実験室内	実験室内	実験室内又は滅菌施 設内		
維持管理		·	1		<u> </u>	<del></del>		
		r . = = = = =		T	1			
点検・基準維持	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	定期的	定期的		

#### ※:陽圧気密防護服着用の場合

[実:実験室、製:製造施設、検:検査室]と表記。また、実験室は製造施設、検査 室に読み替え。

- ○製造施設のうち厚労大臣が指定する施設を指定製造施設として、一部適用を除 外する規定を設ける予定。(例. ボツリヌス抗毒素製造のための馬厩舎等)
- 〇網掛けの項目は、施行後5年間の経過措置を設ける予定(2種病原体等にあって は施行後の猶予期間内に申請されたものに限る)。
- 注釈) \*1:製造施設においては拡散防止の装置等と読み替え。
  - \*2:すでに実験室内に入室するのに3重の鍵あり。
  - \*3:毒素の使用をした動物は適用外。
  - \*4:高度安全キャビネットの場合は適用外。(実験室、製造施設の場合)

厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/pdf/03-05.pdf引用

70

B.

### 病原体等の保管等の技術上の基準(案)一覧(法第56条の25関係)

		1種病原体等	2種病原体等		3種病原体等	4種病	原体等	
	対象病原体等	Α	В	С	D	E	F	
保管の	密封容器に入れ保管 庫で保管	0	0	0	0	0	0	
	保管庫等の施錠	0	. 0	0	0	0	0	
基準	複数名での出し入れ	0	_	-	Adequa			
	保管施設のバイオハ ザード標示	0	0	0	0	0	0	
	複数名での作業	0		****		-		
	安全キャビネット内で の適切な使用*1	〇(高度:クラス亚) ※クラス II B 以上	〇(クラス II 以上)		〇(クラス II 以上)	〇(クラス II 以上)	_	
	飲食、喫煙、化粧の禁 止	0	0	0	0	0 '	0	
使	防御具の着用	〇 ※防護服の着用	0	0	0	0	0	
用の	退出時の汚染除去等	〇 ※消毒剤の使用	0	0	0	0	0	
基	排気・排水、汚染物品 の滅菌等	〇(排気·排水、汚 染物品)	〇(排気·排水、汚染物品)	〇(汚染物品)	〇(排気・排水、汚 染物品)	〇(排気·排水、汚 染物品)	〇(汚染物品)	
準	管理区域に人がみだ りに立入らない措置	0	0	0	0	0	0	
	感染させた動物の持 ち出し制限	0	0	O *2	0	0	O *2	
	感染動物の逸走防止 の措置	0	0	0	0	0	0	
	実験室出入口へのバ イオハザード標示	0	0	0	0	0	0	
滅菌等の基準	汚染物品等の滅菌等	121°C、15 分以上 の高圧蒸気滅菌又 は同等以上の効果 を有する方法	121°C、15 分以上 の高圧素気滅菌文 は 0.1%以上の次 亜塩素酸 Na 浸漬1 時間以上又は同等 以上の効果を有す る方法	【毒素】 1 分以上の煮沸 又は 2.5%以上 水酸化 Na 浸漬 I 時間以上又は果を 育する方法 【毒素以外】 左記の方法	121℃、15 分以上の 高圧蒸気滅菌又は 0.1%以上の次亜は 素酸 Na 浸漬 1 時間 以上又は同等以上 の効果を有する方 法	121℃、15 分以上の 高圧蒸気滅歯又に 6.1%以上のは 6.1%以上の次東酸 Na 浸漬1時間 以上又は同等以上 の効果を有する方 法	【毒素】 1 分以上の煮沸又は 2.5%以上水酸化 Na 浸漬 1 時間以上又は 同等以上の効果を有 する方法 【毒素以外】 左記の方法	
	排水の滅菌等	○ (121℃、15 分以上の高圧蒸気減菌、かつ 0.1%以上の次亜塩素酸 Na 浸漬 1 時間以上又は同等以上の効果を有する方法)	の高圧蒸気滅菌又 は 0.1%以上の次	-	○ (121℃、15 分以上 の高圧蒸気滅菌又 は0.19以上の次連 塩素酸 Na 浸漬 1時 間以上又は同等以 上の効果を有する 方法)	○ (121℃、15 分以上 の高圧蒸気滅菌又 は0.1%以上の次重 生素酸 Na 浸漬 1時 間以上又は同等以 上の効果を有する 方法)	_	

### ※ 陽圧気密防護服着用の場合(着用前に異常の有無を確認)

- 注釈) \*1:製造施設においては特定病原体等を拡散させないための措置が講じられていること。(1種病原体等を除く。)
  - \*2:毒素を使用した動物は除く。
  - ※ 指定製造施設(厚労大臣が使用の様態等に照らし施設基準を課すことが適当でないと認める施設)について一部適用を除外する規定あり。
- 上記表中、実験室は製造施設、検査室に読み替え。

### 〇 運搬の基準(1種~4種病原体等)

- ・ 運搬する場合には容器に封入すること(三重包装)。
- ・ 容器には、十分な吸収材の充填、適切な緩衝材等を入れるなど漏洩のおそれがないように措置し、運搬すること。
- ・ 容器は運搬中の温度・内圧の変化、振動等により、破損等が生じる恐れがないこと。
- ・ 容器の車両等への積付けや運搬にあたっては、運搬中の移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。
- ・ 車両への積み付けは運搬中に移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないものであること。
- ・ 外装容器はみだりに開封できないものとする。(事業所内の運搬には適用しない。)
- ・ 外装容器の外側に、感染性物質危険物表示(バイオハザードマーク)を貼付すること。(事業所内の運搬には適用しない。) 等

厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/pdf/03-06.pdf 引用

する. 研究等に用いる場合には, 施設長が厚生労働大臣に申請して許可を得る, 感染症発生予防規定を作成する, 病原体等取扱主任者を選任する, 教育訓練を行う, 施設外に運搬する場合には都道府県公安委員会に届出ること等が必要になる.

なお、施設の構造等の基準 (表 3A) には施行後 5年間の経過措置を設ける項目が含まれている。また、表 3の 2種病原体等で(C)はボツリヌス菌とボツリヌス毒素が該当し、バイオセーフティレベル 2 で取り扱うことができる(表 2)。(B)はそれ以外の 2種病原体で、取り扱いにはバイオセーフティレベル 3 が必要となる(表 2)。また、表 3の 4種病原体等で(E)はバイオセーフティレベル 3 が必要な 6 病原体(表 2)が該当し、(F)はバイオセーフティレベル 2 で扱える 9 病原体と 1 毒素(表 2)が該当する.

このような病原体等に関する法律第56条は6月1日施行の予定で,5月に詳細が発表される. 大学等での実習も例外ではないが,特別に使用することができる実習株が検討されている.

### 疑似感染症と症候群サーベイランス

二類感染症から五類感染症の疑似症について症候群サーベイランスを行う(第14条2項). 例えば、38℃以上の発熱・呼吸器症状・重症・原因不明例や発疹・水疱例が対象となる.

#### 検疫感染症

一類感染症(エボラ出血熱, クリミア・コンゴ熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ熱, ラッサ熱), コレラ\*, 黄熱\*, インフルエンザ (H5N1), マラリア, デング熱. ただし, コレラと黄熱は6月1日に削除.

### 結 核

人権尊重の観点から、また特定の感染症名を冠 した法律は差別、偏見の温床になるとの指摘があ って結核予防法は4月1日に廃止され、改正され た内容は感染症法と予防接種法(6ヶ月未満の BCG接種「努力義務」や救済措置)で扱われた.

#### おわりに

病原体等に関する法律第56条の施行(6月1日)を前に、意見の調整が行われている.詳細は厚生労働省から5月に発表予定で、国立感染症研究所も5月に説明会を予定している.大学、病院、検査機関等は申請、施設の改修等必要な対応を行うことになる.

### 追記

## 規制除外病原体等(告示案)

平成19年5月8日時点

二種病原体等:炭疽菌 34F2 株, Davis 株, 野兎 病菌亜種ホルアークティカ LVS 株, 亜種ツラレ ンスシス ATCC6223 (B38 株), ボツリヌス毒素 (A型ボツリヌス毒素製剤 500 単位以下, B型ボ ツリヌス毒素製剤 10000 単位以下), ボツリヌス 毒素 (0.1mg 以下に限る)

<u>三種病原体等</u>:狂犬病ウイルス RC · HC 株, HEP 株, CVS 株

四種病原体等:ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株 I 型 (LSc, 2ab 株), Ⅱ型 (P712, Ch, 2ab 株), Ⅲ型 (Leon, 12a1b 株), 黄熱ウイルス 17D-204 株, 日本脳炎ウイルス at 株, m株, ML-17 株, S-株, インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス A/duck/Hokkaido/vac-1/04 (H5N1), A/duck/Hokkaido/vac-2/04 (H7N7), A/equine/Newmark/et/1/77 (H7N7), 志賀毒素 (0.5 mg 以下に限る)

# 文 献

- 1) 官報 号外第 275 号 平成 18 年 12 月 8 日
- 2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年 三月九日政令第四十四号)